

相模原市監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、令和2年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和4年7月4日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 栗 原 大

同 渡 部 俊 明

1 特定の事件(令和2年度)

子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について

2 監査対象部局

こども・若者未来局

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和4年6月27日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p data-bbox="220 698 481 734">【子育て広場事業】</p> <p data-bbox="204 757 778 846">実施状況報告に対するモニタリング及び是正措置について</p> <p data-bbox="204 869 778 1249">実施状況報告書の提出を受けて、開催回数が基準に満たない場合や参加者人数が極めて少ない報告であった場合には、事業者への意見聴取や関連書類の閲覧などによりその原因を究明し、改善措置を講ずることを指示する必要がある。</p> <p data-bbox="491 1272 778 1308">(報告書 115頁)</p>	<p data-bbox="829 698 1091 734">【子育て広場事業】</p> <p data-bbox="813 757 1388 846">実施状況報告に対するモニタリング及び是正措置について</p> <p data-bbox="813 869 1388 1191">令和3年4月1日に相模原市子育て広場事業補助金交付要綱を改正し、各施設の実施状況や参加人数を細やかに確認できるように、実施状況の報告時期を「半期ごと」から「四半期ごと」に変更した。</p> <p data-bbox="813 1214 1388 1818">また、同年10月及び11月に開催した相模原市私立保育園・認定こども園園長会において、補助金支給基準の確認及び市が施設に対して行う支援について意見交換を行うとともに、12月には各施設の取組状況についてアンケート調査を行い、調査により得られた事業内容や参加者人数確保に関する取組について各施設と情報を共有することにより、開催回数や参加人数の増加に向けた取組を実施した。</p>

1 特定の事件(令和2年度)

子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について

2 監査対象部局

こども・若者未来局

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和4年6月27日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p data-bbox="220 696 480 732">【子育て広場事業】</p> <p data-bbox="236 754 727 790">実施状況報告の記載項目について</p> <p data-bbox="204 813 783 1189">現在の「子育て広場事業報告」では、園庭開放が補助金の支給基準である最低週1回の開催を満たしているかどうかの検証を行うことができない。事業者が提出する実施状況報告書の様式を見直し、園庭開放の開催日数の記載を加える必要がある。</p> <p data-bbox="491 1211 778 1247">(報告書 116頁)</p>	<p data-bbox="826 696 1086 732">【子育て広場事業】</p> <p data-bbox="842 754 1334 790">実施状況報告の記載項目について</p> <p data-bbox="810 813 1390 1077">令和3年4月1日に相模原市子育て広場事業補助金交付要綱を改正し、園庭開放の補助金支給基準を「原則週1回以上」から「年48回以上」に変更した。</p> <p data-bbox="810 1099 1390 1301">また、実施状況報告書にカレンダーを追記し、園庭開放日に印をつけ、開催日、日数を確認できるよう様式を見直した。</p>

1 特定の事件(令和2年度)

子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について

2 監査対象部局

こども・若者未来局

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和4年6月27日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p data-bbox="220 696 515 732">【認定保育室補助金】</p> <p data-bbox="204 754 780 844">消費税仕入控除税額報告書の提出について</p> <p data-bbox="204 869 780 1305">補助金により認定保育室運営経費を支出し、消費税仕入控除税額が確定した場合には、市長に対して速やかに報告し、当該消費税仕入控除税額の全額又は一部を返還するものと定められている。しかしながら、補助事業者からは近年、この消費税仕入控除税額報告書の提出を受けていない。</p> <p data-bbox="204 1330 780 1476">消費税仕入控除税額報告書の提出を補助事業者に通知し、提出の徹底を図る必要がある。</p> <p data-bbox="491 1500 780 1536">(報告書 118頁)</p>	<p data-bbox="829 696 1125 732">【認定保育室補助金】</p> <p data-bbox="813 754 1390 844">消費税仕入控除税額報告書の提出について</p> <p data-bbox="813 869 1390 1133">令和3年度からは、補助事業者に対し、事業完了後に、消費税仕入控除税額の概要をお知らせするとともに、同報告書の提出手続きの周知を行う等、提出の徹底を図っている。</p>

- 1 特定の事件(令和2年度)
子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について
- 2 監査対象部局
こども・若者未来局
- 3 措置に係る通知日
市長から通知があった日 令和4年6月27日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>【教育・保育施設等助成費】</p> <p>児童処遇・管理費等加算(教材費加算)について</p> <p>教材の購入等に要する経費について、教材費加算分として、3歳クラス以上の子ども一人あたり月額1,000円を加算している。しかしながら、民間保育所運営委託料交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条別表第2は教材費加算について規定していない。</p> <p>交付要綱別表第2に教材の購入を追加するなどして、教材費加算の根拠を明確にする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(報告書 131頁)</p>	<p>【教育・保育施設等助成費】</p> <p>児童処遇・管理費等加算(教材費加算)について</p> <p>令和3年3月1日に、相模原市民間保育所運営委託料交付要綱及び幼保連携型認定こども園加算給付費交付要綱を改正し(令和2年4月1日適用)、それぞれ別表第2に「教材の購入」欄を追記することで、教材費加算の根拠を明確にした。</p>

- 1 特定の事件(令和2年度)
子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について
- 2 監査対象部局
こども・若者未来局
- 3 措置に係る通知日
市長から通知があった日 令和4年6月27日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>【教育・保育施設等助成費】</p> <p>消費税仕入控除税額報告書に係る規定の見直しについて</p> <p>相模原市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱(以下「借上げ支援事業補助金交付要綱」という。)第11条は、消費税仕入控除税額報告書(第1号様式)を提出しなければならないと規定している。</p> <p>しかしながら、補助の対象となる経費は消費税法上、非課税取引で、消費税仕入控除税額が該当することはないため、借上げ支援事業補助金交付要綱第11条の規定は不要であるといえる。</p> <p>借上げ支援事業補助金交付要綱第11条の規定を見直す必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(報告書 133頁)</p>	<p>【教育・保育施設等助成費】</p> <p>消費税仕入控除税額報告書に係る規定の見直しについて</p> <p>相模原市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱の補助対象経費は、消費税法上、非課税取引であることから、令和3年4月1日に要綱を改正し、消費税仕入控除税額報告書に係る規定を削除した。</p>

1 特定の事件(令和2年度)

子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について

2 監査対象部局

こども・若者未来局

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和4年6月27日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p data-bbox="220 701 614 736">【教育・保育施設等助成費】</p> <p data-bbox="204 757 778 846">消費税仕入控除税額報告書の未提出について</p> <p data-bbox="204 869 778 1305">相模原市保育教諭確保のための資格取得支援事業補助金交付要綱で、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第4号様式)を提出しなければならないこととなっている。しかしながら、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第4号様式)が提出されていなかった。</p> <p data-bbox="204 1328 778 1485">なお、監査での指摘を受けて当該書類の提出を受けており、補助金返還相当額がないことを確認している。</p> <p data-bbox="204 1507 778 1709">当該交付要綱に従い、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第4号様式)を遅滞なく提出させる必要がある。</p> <p data-bbox="491 1731 778 1767">(報告書 133頁)</p>	<p data-bbox="833 701 1227 736">【教育・保育施設等助成費】</p> <p data-bbox="817 757 1375 846">消費税仕入控除税額報告書の未提出について</p> <p data-bbox="817 869 1375 1193">消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第4号様式)の提出が遅れていた補助事業者からは、令和2年11月20日に当該報告書の提出を受け、補助金返還相当額がないことを確認した。</p> <p data-bbox="817 1216 1375 1485">なお、令和3年度からは、補助事業者に対し、補助金交付申請時及び事業完了後に当該報告書の提出について案内を行い、遅滞なく提出を受けている。</p>